

(別紙)

## 青森県建築士法施行細則の一部改正（案）の概要

### 1 改正理由

県では、青森県行財政改革行動計画における取組として、デジタル技術の活用により県民の利便性の向上等を図るため、アナログ規制の点検・見直しを進めることとしているが、本見直しの一環として、青森県建築士法施行細則について一部を改正するもの。

### 2 改正内容

二級建築士又は木造建築士の登録状況等について、指定登録機関から知事へ四半期毎に報告書を提出することとされており、書面での提出に代えて、電子メール等の送信又は特定の記録媒体（磁気ディスク）等に記録したものを交付する方法により提出することも可能である旨規定されているが、実務上、これまで特定の記録媒体等の交付により提出されたことはなく、電子メール等での提出のみとしても、特段支障なく当該報告書の提出が可能であることから、電子メール等による提出に一本化することとする。

### 3 新旧対照条文（案）

別添のとおり。

### 4 施行期日

公布の日から施行する。